

強盗・強制性交等罪（241条1項）は、同一の機会に、強盗罪（236条・238条・239条）と強制性交等罪（177条だけでなく、178条2項の場合を含む）にあたる行為のそれぞれを行った場合に成立します（結合犯〔→109頁〕）。**強盗・強制性交等致死罪**（241条3項）は、死亡という重い結果について故意（殺意）のない場合と、故意のある場合の両方を予定しています。前者の場合には、強盗・強制性交等罪の結果的加重犯です。241条の規定は、2017（平成29）年の刑法一部改正法により大幅に書き直されました。